

低炭素地域づくり条例プロジェクト第1回研究会（2010年2月10日）メモ

環境自治体会議環境政策研究所 増原（私案）

一連の研究会で詰めていったほうが良いと考えられる論点：

そもそも条例形式が良いのか、他の形式（政策提言？）とセットが良いのか。

条例でどこまで規定が可能か。温暖化防止には排出総量削減が欠かせないが、自治体の権限・やる気・職員の能力等との兼ね合い？

都道府県、政令指定都市、中核市、特例市、その他の市町村、特別区

・・・運動のターゲットは？ 自治体の「格」によって、法上の位置づけ異なる。

例：地域全体の温暖化対策を含めた実行計画は特例市、中核市、政令指定都市、都道府県に義務付け（温対法）

国や都道府県などとの役割分担をどう考えるか？市区町村では、民生家庭・業務（中でも中小規模）と運輸（中でも自家用車分）に絞るという意見も。大企業・大量排出施設の扱い方。

本日のテーマ

総量削減の方向性を示す数値目標を条例に位置づけることは最低レベル？

数値目標の管理（排出量推計）や対策推進のモニタリングはどうするのか？

本日のテーマ。こんな方法なら、どの自治体でも可能という裏付けがあると、条例化の際に説得しやすいのでは。

具体的な対策はどこまで条例に書き込んでもらうか？方針だけでは抜け穴ができ、細かくしすぎると度々条例改正が必要となる。

もう一つの最低レベルの規定内容として、自己規律、すなわち自治体自身の事業活動（委託を含む）事務、施設、計画（都市マスタープラン等）における低炭素配慮が欠かせない。

温暖化対策と低炭素の違いは不明確。低炭素には地域振興等広い意味を込めているが。

運動を進めるにつれ、温暖化懐疑論に対応する必要性も出てくるか？

例：杉並区長 条例化運動からみれば、入り口の異なる議論なので、時間や労力の消耗。